

がん登録等の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第103号

がん登録等の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）及びがん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 法及び省令の規定による申請書等は、別に定める様式によらなければならない。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。